



友だち

高岡小学校4年(当時)

後藤 朔

ぼくは、ようち園のとき、引っこしてきました。だからはじめは、友だちがいまませんでした。

入園式で、自こしようかいをするときに、どきどきして大きな声では言えませんでした。

ようち園で、生活し始めたとき、ずっと、積み木やパズルをしたり、本を読んだりしていました。とてもさびしかったけど、そのおかげで、本が好きになりました。

ある日、

「いっしょに遊ばや。」と、しゅん介君が言ってくれました。最初に友だちになっ

たのが、しゅん介君です。

家に帰ると、お母さんに、「友だちできた?」

と聞かれました。ぼくは、「一人できた。」

と言いました。

次の日、またいろいろな友だちができました。ぼくは、(みんなの名前、覚えられないかな?)

と思いました。

小学校に入ると、友だちがたくさんいました。みんなと友だちになるのは、むずかしいと思いました。

三年生までは、けんかをしなかったけど、三年生になつてから、しゅん介君と、よくけんかをするようになりました。けんかをしてはあやまつて、あやまつてはけんかしてのくり返しでした。でも、けんかをするほど仲がいいともいうので、別に気にしていません。

三年生のときのある日、希君とよく話すようになりました。今も、よく話します。四年生の今では、みんなもう、すっかり仲良しです。

みんなと友だちになれてよかったです。

気軽に外食を

八千種小学校4年(当時)

中安大地

ぼくが家族で外食をしたとき、となりのせきに足の不自由な方がすわってこられた。

その方は、自分では歩けないために、お父さんにだきかか



田原小学校2年(当時) 清水飛翔

えられてすわらせてもらっていた。ぼくは、その方を見て「かわいそうだなあ」と思った。そして、その方のお父さんに對しても「大変そうだなあ」と思い、しょうがいがある方も気軽に外食ができるかんきょうが必要ではないかと考えた。

ぼくは家族でよく外食をする。でもしょうがいがある方は、なかなか外食には行けないのではないだろうか。その理由として、お店のかんきょうや周りの人々のし線などが考えられる。実際にぼくが行ったお店の通路はせまくて、車いすでは通れないし、ざしきのだんさも高いため、だきかかえているお父さんもたいへんそうだった。そんな様子を周りのお客さんたちは、じろじろと見ていた。ぼくもそのうちの一人だった。しょう



福崎小学校4年(当時) 藤原咲希

がいがある方も家族で楽しい時間を過ごして来たはず。でもこういうかんきょうが気軽に外食をすることをしにくくしているのだと感じた。

出した。「しょうがいを持つことは、不幸ではなく、不便である。」という言葉だ。ぼくはこの作文を書きながら、不幸ではなく不便であることの意味がよくわかった。そして、しょうがいがある方やその家族の気持ちについて考えることができた。

今までは、しょうがいがある方を見るとかわいそうと思っていたけど、これからはかわいそうではなく、今自分に何ができるのかを考え、声かけやお手伝いができるような人になりたいと強く思っている。しょうがいがあってもなくてもみんな同じ。一人ひとりがやさしい心をもって助け合う気持ちをわすれなければ、だれもが住みやすい国になると思う。ぼくから、その第一歩をふみだしたい。



福崎西中学校3年(当時) 橋本華子

障害者差別解消法がスタート

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としています。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

不当な差別的取り扱い

例えば、「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取り扱い」であると考えられます。

ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取り扱い」にならないこともあります。

合理的配慮をしないこと

聞くことに障がいのある人に声だけで話す、見えることに障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、理解することに障がいのある人にわかりやすく説明しないことは、障がいのない人にはきち

んと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えていないことになります。障がいのある人が困っている時に、その人の障がいに合った工夫や方法で対応することを合理的配慮といえます。

【障害者差別解消法に定められた差別解消のための取組み義務】

	国の行政機関、地方公共団体等	民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
障がい者への合理的配慮	法的義務	努力義務

* 合理的配慮については、会社・店などが、費用や負担が大きすぎない範囲でできるだけ努力することとなっています。

障害者差別解消法についての詳しい内容は、内閣府ホームページをご覧ください。
内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
健康福祉課（内線351）

少年悩み相談事業

—気軽に—無料—秘密を守ります—

少年相談は、こどもの問題であると同時に親の問題でもあります。こどもに問題行動のきざしがあれば、早い時期に相談してください。

補導センターによせられた平成27年度の相談内容と件数
(H27.4月～H28.2月)

内 容	不登校・いじめ	学習・進路	異性・性・友人関係	親子関係・しつけ・子育て	身体・性格	反社会的行動	学校の指導・教師	その他	合計
件数	0	0	0	5	0	18	5	2	30
相談対象者	幼小	0	0	0	0	0	0	0	0
	中	0	0	0	1	0	6	3	10
	高	0	0	0	4	0	12	2	19
	他	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	1	1

教育相談日

【電話相談】

毎週 月・火・金曜日
9:00～12:00 13:00～16:00
☎26-1010（内線611）

【面接相談】

毎週 水曜日
9:00～12:00 13:00～16:00
事前にお電話ください

神崎郡青少年補導センターは、青少年の非行化防止・健全育成を関係機関や関係団体と連携、協力しながら、総合的に推進しています。

神崎郡青少年補導センター
市川町西川辺177 ☎26-1010（内線611）

JICA海外ボランティア春募集

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、自分の持っている技術や経験を活かして開発途上国の発展に貢献したいと考えているボランティア精神に富んだ人を募集します。

青年海外協力隊：満20歳～満39歳

シニア海外ボランティア：満40歳～満69歳

派遣期間 1年間または2年間

募集期間 5月9日（月）まで

問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構

JICA関西国際センター

☎078-261-0352

JICAホームページ：http://www.jica.go.jp

人権標語

あなたのいいところ

今日また一つ 見つけたよ
福崎小学校2年当時 加門陽花乃

陰口は 消えない傷を
のこしていく
田原小学校6年当時 長濱健太

見つけよう まわりの人の
いいところ
福崎西中学校2年当時 正木拓斗

見てるだけ それじゃあなたも
いじめてる
福崎東中学校2年当時 見藤星色

生活科学 センター だより

強引な新聞購読の勧誘 に注意しましょう

〔相談〕

5日前、新聞販売拡張員が訪ねてきて購読を勧められた。現在他紙を購読していると断っているにも関わらず、強引に契約を迫られ、しかたなく1年後から2年間の契約をした。昨日、販売店に断りの電話をしたが聞き入れてもらえなかった。契約をやめることはできないか。

（70歳代女性）

〔処理〕

訪問販売での契約なので、契約書をもらった日から8間はクーリング・オフができます。クーリング・オフのはがきの書き方を説明しました。はがきの両面をコピーして保管するとともに、特定記録郵便など記録の残る方法で送付するように助言しました。

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



〔アドバイス〕

「新聞の訪問販売に関するルール」では訪問販売で執拗に勧誘する、帰ってほしいと言つのに帰らないなどの迷惑な勧誘を行うことを禁止しています。

「新聞はいりません」などと勧誘を断った場合には業者はすぐに勧誘を止めなければなりません。一度断ったところへの再勧誘も禁止されています。再勧誘の禁止期間は『商品の性質上に照らし社会通念上相当の期間』として3か月から1年ほどとしています。

また、不適切な契約が行われていた場合は解約に応じるとされています。高齢者や未成年者など判断力の不十分な相手との契約のほか、本人や配偶者以外の名前で契約したときなども解約事由になります。

契約が成立すると購読期間を定めた契約では転居や購読

者の死亡などの合理的な理由がないと一方的には解約できません。契約期間中に自己都合で解約するときは、話し合いによる両者の合意により決定します。契約事項を振りかざして解約を一方的に断ったり、過大な解約条件を要求してはならないと決められています。解約料を求められる可能性はあります。

トラブル防止の観点から、長期の契約や数年先の契約は避けましょう。

食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

フクちゃんサキちゃんクラブ 『親子食育教室』



保健センターでは、今年度も「フクちゃんサキちゃんクラブ」を開催しました。その中でも「親子食育教室」は、たくさんのお申込みがあり、とてもにぎやかな楽しい教室となりました。

今年度最後の教室では、兵庫県立大学DENの学生さんが考案した、福崎町特産のもちむぎをたっぷりを使い、親子で簡単に楽しみながら作ることのできるレシピを実習指導していただきました。もちむぎ粉を使った手作り餃子、もちむぎ精麦をシロップに入れた杏仁豆腐などすべての料理にもち麦が使われていました。参加者のみなさんは、「もち麦ってごはん以外でもこうやって使うことができるんだ。」と驚かれて

いました。子どもたちも「おいしい～」と完食していました。料理の楽しさを知り、地元の食材を味わい、みんなでいっしょに食事をするなど、食について考える良い機会になったと思います。



消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎ 22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時
神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。
(月曜日は休館日)



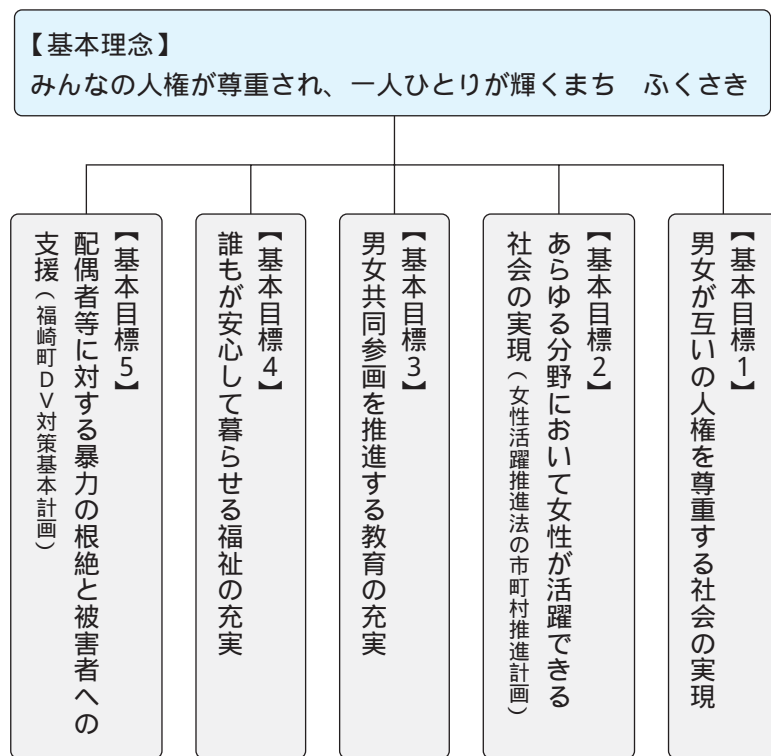
福崎町男女共同参画基本計画を策定しました

● みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき ●



度（平成37年度）を策定しました。
策定にあたっては、町民意識調査やパブリックコメント、男女共同参画基本計画策定委員会での意見を参考に、行政内の各課で行うべき取り組みや町民の皆さんができることなどをとりまとめました。本計画を推進し、性別、年齢、障がいの有無を越えて、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会を目指します。
本計画及び概要版は町ホームページや町内公共施設でご覧いただけます。
「男女共同参画コーナー」で本計画についてお知らせします。

少子高齢化・人口減少社会の本格化や急速に変化する社会・経済情勢に的確に対応していくためには、地域の活力を高め、性別に関わりなく、それぞれが「一人のひと」として、互いに認め合い、資質・個性・能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要とされています。
本町では、男女共同参画社会実現のための取り組みを効果的に展開していくため、「福崎町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」と「女性活躍推進法（平成27年8月公布）の市町村推進計画」を盛り込んだ「福崎町男女共同参画基本計画」（計画期間：平成28年



福崎町空家等の適正な管理に関する条例

施行しました

近年空き家は全国的に増加の傾向にあり、福崎町内にも適正に管理されていない空き家があります。

このため、平成27年5月26日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の主旨に基づき、「福崎町空家等の適正な管理に関する条例」を制定しました。

この条例は、平成28年4月1日から施行され、空き家等の所有者等に適正な管理義務を規定するもので、建物の崩壊や資材の飛散等による保安上の危険や、ごみの放置といった衛生の観点から、環境の悪化を防ぎ、安全で安心して生活できる環境の保全を図ることを目的としています。

「福崎町空家等情報バンク」できました

福崎町では、空き家を「貸したい、売りたい」方と「借りたい、買いたい」方が情報を交換し、空き家の利活用と定住の促進を図るしくみとして「福崎町空家等情報バンク」をはじめました。

空き家を「貸したい、売りたい」と考えられている方に、その空き家をバンクに登録していただき、町のホームページで公開します。一方、町のホームページを見て、空き家を「借りたい、買いたい」と思われた方には、バンクに利用者登録をしていただき、双方の橋渡しをするものです。

空き家及び利用者の登録は、随時受付していますので気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 まちづくり課（内線333）

国民健康保険への加入・脱退の届けはお早めに

会社を退職され国民健康保険(国保)に加入したり、就職して社会保険ができることなどにより国保から脱退される場合は、必ず届けが必要です。

○国保へ加入する場合
(手続きに必要なもの)

- ・直近の社会保険喪失証明書などの社会保険をいつ喪失したかがわかる証明書(離職票とは別です)
- ・印鑑
- ・届けに来られる方の本人確認

証明書の(官公署発行の顔写真つきのもの)

退職などにより国保に加入しなければならぬのに届けをせず後日届出をされた場合でも、加入日は直近社会保険を脱退された日です。国保税はその社会保険の脱退日まで最長3年さかのぼって納めていただくこととなります。別世帯の方が届けに来られる場合は委任状が必要です。

○国保から脱退する場合
(手続きに必要なもの)

- ・社会保険被保険者証(社会保険加入により国保を脱退される方全員の証)
 - ・返却いただく国保証
 - ・印鑑
- 社会保険の資格取得日以降に国保証を使用して治療を受けた場合は、総医療費(10割)から自己負担額を除いた分を返金していただく場合があります。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)

低所得の高齢者向け 年金生活者等支援臨時福祉 給付金のお知らせ

●支給対象者

<下記の条件をすべて満たした方が対象です>

1. 平成27年1月1日において、福崎町の住民基本台帳に登録されている方のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。

2. 平成27年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

あなたを扶養している方が平成27年度分の住民税(均等割)が課税されている場合は対象となりません。

3. 生活保護を受給されていない方

DV被害者や虐待などに該当する方は、扶養関係に関わらず対象となる可能性があります。

●支給額 対象者1人につき30,000円

申請受付期間、手続きの方法などは、3月下旬に該当と思われる方へ通知しています。

●問い合わせ先 健康福祉課町民福祉係(内線351)

入院時食事療養費の自己負担金額 が変更になりました

この度、入院と在宅療養の負担の公平を図るため、平成28年4月1日から入院したときの食事代の自己負担額が、段階的に見直されることとなりました。

なお、療養病床に入院されている方のうち、入院医療の必要性が高い方は、今回の改正に伴い、右記の表と同じ食事代の自己負担額となります。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)

入院したときの食事代の負担額

(変更は太線枠内部分)

所得区分		一食当たり	
		現行	平成28年4月1日以降
現役並み所得者		260円	360円 (平成30年4月1日～460円)
一般(1割負担で低所得・区分に該当されない方)			
低所得・区分に該当されない指定難病患者			260円
低所得 (世帯全員の住民 税が非課税の方)	過去12カ月の入院日数が90日以内	210円	
	過去12カ月の入院日数が91日以上	160円	
低所得(世帯全員の住民税が非課税であって、かつ各所得が0円の方)		100円	

は今回の改正により、新たに設けられた区分です。

注1 低所得区分の方の負担額に変更はありません。

注2 経過措置として、平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院されていて、平成28年4月1日以後も引き続き入院される方は当分の間、現行の食事代の負担額に据え置かれます。

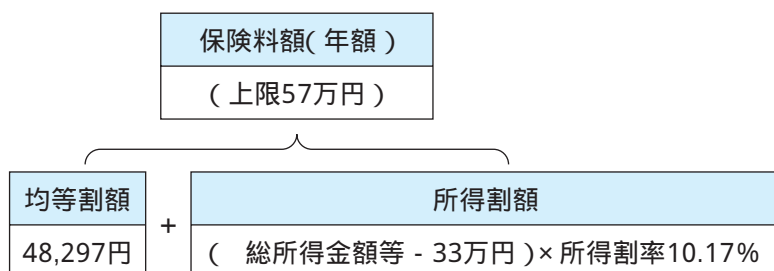
なお、当該者が平成28年4月1日以後、合併症等により同日内に他の病床に移動する又は他の保険医療機関に転院し、引き続き入院される場合も、食事代の負担額は据え置かれます。

- 保険料率(平成28・29年度) 保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。

	平成28・29年度	平成26・27年度
均等割額	48,297円	47,603円
所得割率	10.17%	9.70%

医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、給付費準備基金のうち、73億円を取り崩して繰り入れることにより、均等割額の上昇幅を694円、所得割率の上昇幅を0.47%の伸び率の上昇に抑えています。

- 兵庫県の保険料の計算方法



年間の保険料は1人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません。)

- 保険料額の通知

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

- 保険料の軽減

- 所得の低い方の軽減(平成28年度)

以下の方は、平成27年中の所得に応じて平成28年度の保険料額が軽減されます。

平成28年度から5割及び2割の軽減対象が拡大されました。

(均等割額) 世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の平成27年中の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯		軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額 (33万円)	被保険者全員の各所得が0円 (年金所得は控除額を80万円として計算)	9割(注1)(4,829円)
	上記以外	8.5割(注1)(7,244円)
基礎控除額(33万円)+26.5万円×被保険者の数		5割(24,148円)
基礎控除額(33万円)+48万円×被保険者の数		2割(38,637円)

65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により平成28年度は9割又は8.5割軽減となります。

(所得割額) 所得割額算定にかかる所得(総所得金額等 - 基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は特例措置により所得割額が5割軽減されます。

- 被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例措置により、平成28年度は均等割額が9割軽減され、年額4,829円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

問い合わせ先

- ・役場 税務課 後期高齢者医療保険料担当(内線342)
 - ・兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター)
- ☎078-326-2021